

(理事会の議事)

- 第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことができない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事について、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議で議すべき事項について議決（以下、「書面による議決」という。）をすることができる。
- (1) 理事の疾病、負傷
 - (2) 理事に係る災害又は交通絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(付則)

1. 第29条の規約を第32条に変更し、また条文の一部を変更・追加し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. 平成19年2月16日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、適用する。
3. 第6項及び第7項を追加し、令和3年4月1日から施行する。